

地域協議会 説明資料

第 5 次上越市行政改革大綱の策定等について	・・・	1
第 5 次上越市行政改革大綱（案）	・・・	別冊
第 5 次上越市行政改革推進計画の概要について	・・・	2 ～ 3
第 5 次上越市行政改革推進計画の取組項目（案）	・・・	別冊
公の施設使用料の見直しについて	・・・	4 ～ 10
[参考資料]		
市政モニターアンケートの結果について【暫定版】	・・・	11 ～ 15
公の施設の使用料及び減免基準に関するアンケート調査の結果について	・・・	16 ～ 22

第5次上越市行政改革大綱の策定等について

1 「第5次上越市行政改革大綱（案）」の策定経過について

第5次行政改革大綱については、第4次行政改革の検証結果を踏まえた上で、庁内における横断的な検討と課題抽出作業を重ねる一方、地域協議会や町内会等との意見交換、さらには当市の行政改革に対する市政モニターへのアンケート結果等を参考にしながら策定作業を進めてきました。その後、市議会行政改革調査対策特別委員会との意見交換や、10月24日に開催した行政改革推進本部会議での審議を経て、「第5次上越市行政改革大綱（案）」を取りまとめました。

2 今後のスケジュール

平成26年11月～	「第5次行政改革大綱（案）」の地域協議会への説明
平成26年11月4日～12月3日	「第5次行政改革大綱（案）」のパブリックコメントの実施
平成26年12月	「第5次行政改革大綱」の策定、公表

3 パブリックコメントについて

意見公募期間	平成26年11月4日（火）～平成26年12月3日（水） （最終日は、郵送の場合は当日消印有効、メール・FAXの場合は24時必着）
公表資料	・第5次上越市行政改革大綱（案） ・【参考資料】第5次上越市行政改革推進計画の取組項目（案） 参考資料は、意見募集の対象ではありません。
資料公表場所	行政改革推進課、市政情報コーナー（木田庁舎1階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

第5次上越市行政改革推進計画の概要について

- 1 第5次上越市行政改革推進計画の位置付け
 - ・ 第5次上越市行政改革大綱に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組を示したアクションプラン（実施計画）として策定する。
 - ・ 平成26年度に実施した「事務事業の総点検」の評価結果を踏まえ、「財政計画」及び「定員適正化計画」と連動した計画とする。
- 2 計画期間
 - ・ 第5次上越市行政改革推進計画（以下「推進計画」という。）の計画期間は、大綱とあわせ、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。
 - ・ なお、毎年度の検証結果を踏まえ、必要に応じて新たな取組の追加や推進状況にあわせた取組内容の見直しを行うなど、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進するものとする。
- 3 推進計画の特徴・構成等
 - ・ 推進計画全体を通じた総括的な目標設定は行わず、取組項目ごとに現状と課題を整理し、計画の最終年度（平成30年度）の到達目標を設定した上で、目標達成に向けた年度別の取組内容（工程）を明示する。到達目標については、可能な限り定量化を図るものとする。
 - ・ 全庁的に行政改革に取り組む機運の醸成を図るため、推進計画では、全ての課等が何らかの取組に関与する内容を盛り込むものとする。
- 4 推進体制（進捗管理）
 - ・ 市長を本部長とする行政改革推進本部において、半期毎の進捗状況の把握を行うとともに、取組が遅延している場合は、適宜、政策監会議等を通じて、進捗の改善を図るものとする。
- 5 進捗状況の公表
 - ・ 広報上越及び市ホームページ等で市民に進捗状況を公表するとともに、市議会に進捗状況を報告する。
- 6 策定に向けたスケジュール
 - ・ 策定に向けた今後のスケジュールは以下のとおり。
 - ・ なお、推進計画については、パブリックコメントを実施する第5次上越市行政改革大綱の実施計画であり、毎年度の見直しを予定していることから、パブリックコメントは実施しない。

時 期	内 容
平成26年10月21日	・ 行政改革推進本部会議における審議
11月～	・ 庁内での検討（取組主管課等との協議） ・ 市議会行政改革調査対策特別委員会及び地域協議会等への説明・意見交換
12月	・ 素案の取りまとめ
平成27年1月～2月	・ 計画の策定、公表 ・ 大綱及び推進計画の概要版作成（市民への配布）

第5次上越市行政改革推進計画の内容のイメージ

大項目	中項目	番号	取組項目	取組主管課等 関係課等	現状と課題 (現在の抱える課題は何か、解決に向け何が必要か)	具体的な取組内容 (何を、何のために、どのように改革に取り組んでいくのか)	平成30年度の到達目標 (数値目標)	各年度の取組内容(目標達成に向けた工程)			
								平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1 財政の健全化											
(1) 歳出構造の見直し											
		(記載例)	具体的な取組項目名を記載	取組項目の主管課等と、推進に当たり関係する課等を記載	取組項目に関し、現在の抱える課題は何か、解決に向け何が必要かなどを記載	左記の「現状と課題」を踏まえつつ、平成30年度に設定した目標の実現に向け、何を、何のために、どのように改革に取り組んでいくのかを記載	計画期間の最終年度となる30年度の到達目標(定量化できるものは数値目標)を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (27年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (28年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載 (29年度における到達の目安) 必要に応じて、年度別の到達目標の数値を記載	目標達成に向けた具体的な取組内容を記載
	1		優良な市債の有効活用による将来負担の軽減	財政課 財政課	・平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率が %、連結実質赤字比率が %、実質公債費比率が %、将来負担比率が %であり、財政再生団体に至るまでではないが、全国的に見ると下位に位置付けられる状況にある。 ・今後も財政の健全化に向け、健全化判断比率の推移に留意するとともに、優良な市債等を有効活用することにより、一般財源の負担軽減を図る必要がある。	・市債発行の抑制等に取り組む、後年度負担の軽減の具体的な目安となる健全化判断比率の抑制を図る。	【到達目標(数値目標)】 ・健全化判断比率を以下のとおりとする 実質公債費比率 %以下 将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (27年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (28年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。 (29年度における到達の目安) ・実質公債費比率 %以下 ・将来負担比率 %以下	【取組内容】 ・健全化判断比率の推移に留意した財政運営を図る。 ・優良な市債等の有効活用等により一般財源の負担軽減を図る。
	2		財政調整基金の活用と確保	財政課 財政課	・これまでも財政調整基金は不測の事態に対応するための財源として活用しつつ、可能な限り残高の確保に努めたことで、平成26年度末の残高見込み額は 億円となっている。 ・今後も安定的な財政運営を図るための財源として、また、災害や歳入の大幅な減少等の不測の事態に備えるため、計画的な取崩しと一定額の基金残高を確保する必要がある。	・財政調整基金を一定額確保しつつ、後年度負担の軽減等につながる適切な活用を図る。	【到達目標(数値目標)】 ・財政調整基金残高 億円以上の維持	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。	【取組内容】 ・財政調整基金を事業の財源として活用するとともに、年度末基金残高を 億円以上確保する。
	3		補助金・交付金の見直し	財政課 行政改革推進課 全ての課等	・平成25年度決算における補助金等の総額は 千円、補助対象団体等は 団体である。 ・市が行政目的を効率的・効果的に達成するうえで、各種団体等が行政の補完的役割を担うことが必要である一方、補助金等の公益性、有効性、公平・公正性、適格性の確保が求められている。	・補助金等の支出の必要性や妥当性の検証、終期の設定や補助率等を検証し、適正な金額への見直しや整理統合を図る。	【到達目標】 ・見直し方針が定められ、一定の基準の下、すべての補助金について見直しが行われている状態	【取組内容】 ・補助金等の見直し方針を策定する。 ・当該方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を図る。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。	【取組内容】 ・見直し方針に基づき、適正な金額への見直しや整理統合を推進する。

公の施設使用料の見直しについて

1 使用料見直しの背景と目的

(1) これまでの公の施設使用料の見直しの経過

- 公の施設使用料は、平成 17 年の市町村合併後、旧市町村の施設間においてばらつきがあったことから、平成 19 年度に、使用料の水準統一を主眼とした見直しを行った。
- 当時の見直しでは、使用料収入と施設の維持管理経費との関係についての考え方が十分に整理されず、受益者負担の適正化の観点からの見直しが課題として残された。

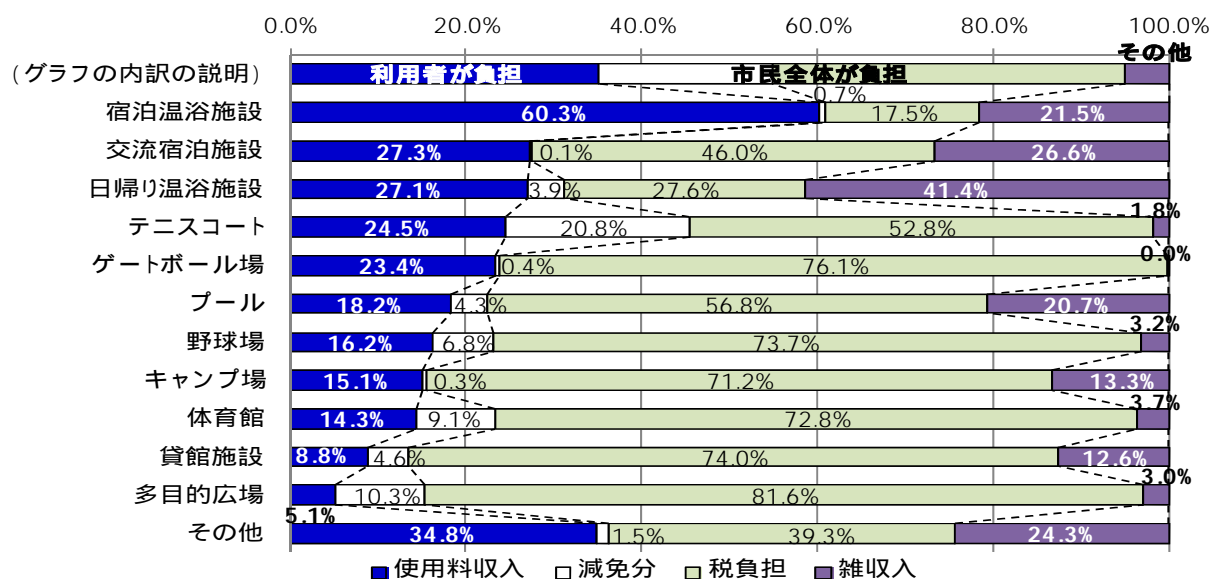
(2) 第 4 次行政改革推進計画における位置付け

- 上記(1)の課題を踏まえ、平成 23 年 5 月に策定した第 4 次行政改革推進計画では、「受益者負担の適正化」を具体的な取組項目として掲げ、「施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する」ことを目指し、見直しを進めることとした。

(3) 施設使用料の水準と受益者負担の現状

- 現在、集会施設や体育施設など多くの施設において、維持管理経費に対する使用料収入の割合は低い水準にとどまっており、結果として、施設を利用しない人を含む市民の税金によって維持管理経費の多くを賄っている状況にある。
- また、同種の施設において、老朽の度合いや設備等の充実度などサービス水準が異なる場合であっても、同一の使用料となっており、施設の性能やサービスの程度に応じた負担の差別化が図られていない。
- こうした状況を踏まえ、現行の公の施設使用料について、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保する「受益者負担」の観点、施設の性能・サービスの状況に応じた負担の明確化・差別化を図る観点から、それぞれ見直しを行うものである。

【主要な施設カテゴリーにおける維持管理経費に対する使用料収入の割合（平成 24 年度決算ベース/指定管理施設含む）】



2 使用料見直しの検討対象施設

- ・ 使用料見直しの検討対象施設は、939 の公の施設（平成 26 年 4 月 1 日時点）のうち、法令等の規制により市独自の料金設定、又は料金設定そのものが困難な施設等を除く 215 施設とする。

* 使用料見直しの対象施設（平成 26 年 10 月 21 日現在）

区分	施設数	内訳
・ 法令等の規制や不特定多数が利用する施設の性質上、料金の設定・改定が困難な施設	405	・ 小・中学校、幼稚園、公園、養護老人ホーム等
・ コスト計算による使用料設定になじまない施設、政策的に使用料を設定する施設 ・ 平成 26 年度末までに再配置を予定している施設	319	・ 日帰り・宿泊温浴施設、コミュニティプラザ、屋外ゲートボール場、霊園、漁港等 ・ 農村地区多目的集会所、こどもの家等
・ 使用料見直しの検討対象施設	215	・ 集会施設、体育施設等
合 計	939	

上記の施設数の区分は、今後の精査により変動する可能性あり

3 見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の適正化

- ・ 施設の維持管理経費の大部分が、施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄われている現状を踏まえ、施設の維持管理経費に基づく使用料を算定し、施設利用者から利用に応じた適正な負担を求めることにより、施設利用者と施設利用者以外の負担の公平性を確保する。

(2) 施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定

- ・ 現在、使用料が同額であるにもかかわらず、老朽の度合いや設備等の充実度など施設の性能やサービス水準が異なり、利用者の便益に差が生じている状況にある。
- ・ このことを踏まえ、使用料の算定に当たっては、集会施設、体育館等の施設カテゴリー毎に、こうした施設の付加価値を評価する基準を設け、当該基準により補正（以下「価値補正」という。）するものとする。

(3) 使用料収入の確保

- ・ 施設の維持管理経費を踏まえ算定した使用料が現在の使用料を下回った場合は、維持管理経費に対する使用料の充当割合が総じて低い状況にあること等を踏まえ、使用料収入の確保の観点から、使用料の引下げは行わず、現在の使用料を維持することを基本とする。

4 使用料の算定方法

(1) 受益者負担とする経費の範囲

- ・ 使用料の算定に用いる経費は、施設の受付・維持管理業務等に従事する職員の人件費、光熱水費、修繕費など、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）とする。
- ・ 一方、建物建設費（減価償却費を含む）、土地購入費、施設の本体にかかる大規模な修繕費など、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）については、市民全体の財産の整備に要する経費という観点から税負担が適当と考え、使用料の算定に用いる経費に算入しない。

(2) 施設の付加価値に応じた補正（価値補正）の考え方

- ・ 上記3(2)の考え方に基づき、貸館施設、体育館、テニスコート等のカテゴリー毎に設備の充実度や経過年数等の付加価値を評価する基準を設定し、当該基準に基づき施設毎の負担割合を設定する。
- ・ 負担割合については、以下に示す評価基準を点数化し、当該点数に応じて 100%、75%、50%の三段階で設定する。

* 施設の付加価値を評価する基準

区分	基準の例
施設の新しさ	施設の築年数、耐震対応
施設・設備の充実度	冷暖房設備・管理人・照明設備・シャワー・トイレ等の有無、競技場等の面積・面数・材質、屋内・屋外の別（プール）、炊事場・水洗トイレ・コテージの有無（キャンプ場）
利便性	公共交通機関への接続の有無、駐車場の収容台数の多寡

* 価値補正のイメージ

施設の付加価値	高い ←————→ 低い
価値補正の割合 (ここでいう価値補正の割合は、施設利用者から負担してもらう維持管理経費の割合を示す。)	100% 75% 50%

(3) 具体的な算定方法

基本的な算定方法

- ・ 使用料は原則として、次の考え方により算出する。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正} (100\% \sim 50\%)$$

各施設の付加価値に応じて負担割合を調整
「付加価値が高い:100%」~「付加価値が低い:50%」

施設の態様に応じた算定方法の例

- ・ 上記のほか、必要に応じて施設の態様に応じた算出を行う。

《占用利用施設（会議室、体育館等）》

$$\text{使用料(1室・1時間)} = \text{原価(1m}^2\cdot\text{1時間当たりの経費)} \times \text{利用面積} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の維持管理経費} \div \text{貸出スペースの総面積} \div \text{利用可能時間}$$

《共用利用施設（プール等）》

$$\text{使用料(利用1回)} = \text{原価(利用者1人当たりの経費)} \times \text{価値補正(100\%~50\%)}$$

$$\text{原価} = \text{施設全体の経費} \div \text{年間目標利用者数}$$

《照明設備》

$$\text{使用料(1時間)} = \text{原価(1時間当たりの電気料)}$$

$$\text{原価} = \text{基本料金} \div \text{利用可能時間} + \text{1時間当たりの電力量料金}$$

…1時間当たりの電力量料金は、照明の球数(電気の使用量)に応じて変動する。

電気料金契約が施設本体等と同一である等の理由から、当該照明設備分の基本料金を算定できない施設は、電力量料金を原価とみなすなど、算定方法を検討する。

貸出備品等の附属設備は、総じて古い備品が多く、種類も多岐にわたるなど、統一的な基準に基づく見直しが難しい状況にあること等を踏まえ、現行の使用料は変更しない(消費税率引上げに伴う見直しは除く)。

(4) 激変緩和措置等

- ・ 上記(3)により算定した使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、利用者の負担の過度な増加を防ぐため、激変緩和措置として上限額を設定する。
- ・ 改定上限額は、現行使用料の1.5倍を原則とする。但し、当該料金が民間や近隣自治体の料金水準と比較し特に低廉である場合は、別途対応を検討する。
- ・ 激変緩和措置を行った使用料については、3年毎に予定する定期的な見直しの際、改めて原価計算等を行った上で、必要に応じて改定を行う。

5 使用料改定の事例

- ・ 上記4の方法に基づき算出した使用料の改定料金の事例は以下のとおりである。

* 使用料の改定料金の事例

貸館施設

(単位：円/時)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
市民プラザ (第一会議室)	700	1,451	1.00	1,050	改定上限1.5倍
直江津学びの 交流館(多目的ホールA)	290	1,420	1.00	430	改定上限1.5倍
レインボーセンター(和室(松))	160	320	0.75	240	
公民館諏訪分館(和室)	100	49	0.50	100	料金据え置き

体育館

(単位：円/時)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
上越市総合体育館	1,000	2,567	1.00	1,500	改定上限 1.5 倍
高田スポーツセンター	500	1,296	0.75	750	改定上限 1.5 倍

テニスコート

(単位：円/時間・面)

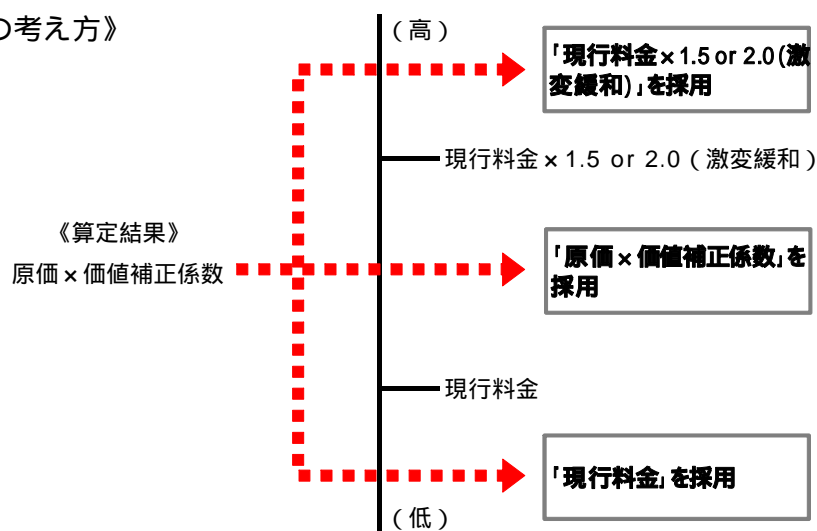
施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
総合運動公園テニスコート	250	1,140	1.00	500	近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
吉川テニスコート	250	124	0.75	250	料金据え置き

野球場

(単位：円/時)

施設名	現行料金	原価 (1時間当たり経費)	価値補正係数	改定案 (×)	備考
今泉スポーツ広場	200	1,127	1.00	400	近隣自治体の同種同規模の施設と比べ低廉のため改定上限を2倍とする
びょうぶ谷野球場	200	632	0.75	400	
高士スポーツ広場	100	182	0.50	100	料金据え置き

《改定案の考え方》



6 その他

(1) 改定期間及び定期的な見直し

- ・ 今後、算定内容等を精査した上、平成 27 年 3 月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、同年 10 月からの施行を目指していく。
- ・ なお、本方針に基づき、3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を改定する。

(2) 市外利用者の取扱い

- ・ 公の施設は、市民の利用に供することを目的に設置するものであり、施設整備に要する費用（イニシャルコスト）及び使用料分を除く維持管理経費については、当該市民が負担している。また、利用状況からみて、市民以外の利用者が利用する場合に、市民の利用が制約されている事例もあることから、市民と市民以外の利用者の使用料を区分し設定する。
- ・ 具体的には、集会施設及び体育施設について、市外利用者の使用料は、通常料金の 200% とする。

(3) 営利・営業目的利用の取扱い

- ・ 営利・営業目的の利用については、割増料金の設定が施設毎に異なるケースが見受けられることから、集会施設、体育施設については、この度の改定とあわせて通常料金の 200% として統一を図る。

(4) 消費税率の引上げに伴う対応

- ・ 消費税率は、平成 26 年 4 月に 5% から 8% となり、また、平成 27 年 10 月には 10% への引上げが予定されていることから、上記 2 の使用料の見直し対象施設のほか、今回使用料の見直しを行わない施設についても、消費税の適正な転嫁の観点から対応を検討する。

(5) 適切な維持管理と利用率の向上

- ・ 施設使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、一層の効率的・効果的な施設運営に取り組むものとする。
- ・ また、施設の有効利用の面から、引き続き利用率向上に努めるものとする。

7 公の施設使用料の減免基準の見直しについて

(1) 減免制度の現状と課題

- ・ 施設の使用料については、現在、条例及び減免基準に基づき 50% 又は 100% の減免措置を行っている。
- ・ 使用料の減免額について、維持管理経費に対する減免額の割合を施設の種類別にみると、テニスコートで 20.8%、体育館で 9.1% など、体育施設において特に高い状況にある（平成 24 年度決算ベース）。
- ・ また、平成 22 年度に実施された施設使用料の減免に関する事務にかかる行政監査において、「減免理由の根拠が不明確なもの」、「減免基準に該当すると思われるが適用してい

ないもの」、「利用者や利用実態が同じと思われる事例が施設によって減免の適否や減免率の取り扱いが異なるもの」等の指摘を受けた経緯があり、この間是正に努めてきたが、更なる適正化に向け、減免基準をより明確にし、運用の統一化を図る必要がある。

- これらのことから、施設使用料と減免基準の一体的な見直しを行うことにより、受益者負担の適正化を確保していく必要がある。

(2) 利用者の意向の把握等

- 減免基準の見直し方針の策定に当たっては、市政モニターアンケート、施設窓口アンケート、「(仮称) 公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会」等により、施設利用者、施設利用者以外のそれぞれの意見等を参考に取りまとめるものとする。

* 減免基準の見直し方針の検討方法

	市政モニターアンケート 【別添参考資料参照】	施設窓口アンケート 【別添参考資料参照】	公の施設使用料の減免基準見直しに関する懇談会
目的	一般の市民、特に施設を利用しない市民の意見を把握する。	施設利用者の意見を把握する。	様々な立場からの意見をいただき、基準策定の参考とする。
対象	市政モニター424人 (無作為抽出)	集会施設、体育施設 88施設の利用者	学識経験者、施設利用者、指定管理者、公募市民等からなる委員10名程度
実施時期	26年7月23日~8月12日	26年8月11日~9月5日	26年10月~27年3月(予定)

8 使用料改定のスケジュール案

時期	使用料の見直し	減免基準の見直し
平成26年 9月26日	特別委員会(使用料見直しの基本方針)	
10月~11月	特別委員会(使用料改定案) 地域協議会への「使用料見直しの基本方針」の説明(~12月)	第1・2回懇談会
12月	地域協議会への諮問・答申(~27年1月) 減免基準見直しの考え方等もあわせて説明	第3回懇談会
平成27年1月		第4回懇談会
3月	条例改正(3月定例会)	新たな減免基準の確定
4月~	市民への周知	上記基準の周知
10月~	新使用料の適用	上記基準の適用

市政モニターアンケート（「公の施設のあり方」から一部抜粋）の結果について【暫定版】

1 調査の概要

(1) 調査目的

第4次行政改革推進計画に基づき、公の施設の使用料の見直しを進めるため、市民の認識や考え方を把握することで、施策の方向性の参考とする。

(2) 調査対象者

市政モニター424人（無作為抽出）

(3) 調査期間

平成26年7月23日（水）～8月12日（火）（21日間）

(4) アンケート回収人数

374人（回収率88.2%）

2 調査結果

表中の比率(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の選択肢の比率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 施設の利用状況

（質問「あなたは、この1年間に、市内にある公の施設を利用したことがありますか。」）

- ・ほとんどの施設において、利用頻度が「年に数回」又は「利用せず」とする回答が大半であり、特に体育施設はいずれも「利用せず」とする回答が最も多かった。
- ・「集会施設」、「図書館、博物館等」については、利用頻度が「年に数回」とする回答が一定数あった。

* 利用頻度

	週に1回	月に1回	年に数回	利用せず	無回答
集会施設	7.0%	14.4%	49.5%	26.7%	2.4%
体育館	3.5%	3.5%	35.8%	54.0%	3.2%
野球場 多目的広場	0.8%	0.5%	7.0%	86.9%	4.8%
テニスコート	0.5%	0.3%	2.1%	92.2%	4.8%
図書館、博物館等	7.0%	12.3%	38.5%	38.5%	3.7%
観光施設	0.3%	2.4%	45.2%	47.6%	4.5%
温浴施設	2.1%	7.2%	53.2%	33.4%	4.0%
飲食施設等	0.0%	1.9%	28.6%	64.4%	5.1%
公園施設	2.1%	3.7%	30.7%	58.3%	5.1%

* 利用目的

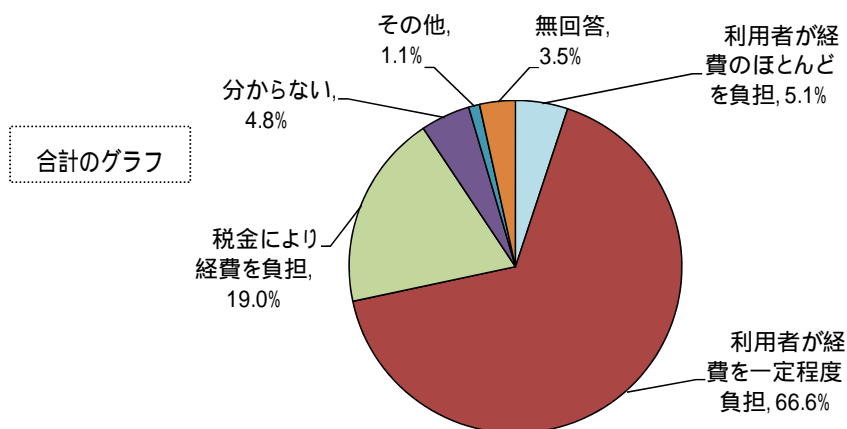
	町内会など地域の活動	仕事や所属団体の活動	サークルやスポーツクラブの活動	講座等の受講	休暇	その他	無回答
集会施設	24.1%	8.8%	12.8%	9.6%	6.1%	5.3%	33.2%
体育館	9.6%	4.0%	11.8%	3.5%	6.1%	5.3%	59.6%
野球場 多目的広場	1.3%	0.3%	4.3%	0.0%	0.8%	1.3%	92.0%
テニスコート	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.5%	0.5%	97.1%
図書館、博物館等	0.5%	1.6%	4.8%	2.4%	36.1%	11.5%	43.0%
観光施設	0.8%	2.7%	5.3%	0.0%	31.0%	8.3%	51.9%
温浴施設	1.9%	1.1%	1.6%	0.3%	54.0%	2.7%	38.5%
飲食施設等	0.3%	1.6%	0.8%	1.3%	19.3%	7.5%	69.3%
公園施設	1.9%	0.5%	2.7%	0.0%	26.2%	5.3%	63.4%

以降の設問については、市政モニターアンケートを基に、前問で集会施設又は体育施設（体育館、野球場、多目的広場、テニスコート）の利用頻度が「週に1回」又は「月に1回」と回答した人を「施設利用者」、それ以外の人を「施設非利用者」と区分し、集計を行った。

(2) 受益者負担に対する考え方
 (質問「公の施設の維持管理経費は、誰がどの程度負担することが適当と考えますか。」)

・利用者、非利用者とも、施設利用者が施設の維持管理経費の「一定程度を負担」と「ほとんど負担」とする回答を合わせると7割を超え、また、利用者与非利用者の比較では、非利用者の方がその割合が多かった。

	利用者が経費のほとんどを負担	利用者が経費を一定程度負担	税金により経費を負担	分からない	その他	無回答
施設利用者	3.1%	59.2%	26.5%	5.1%	1.0%	5.1%
施設非利用者	5.8%	69.2%	16.3%	4.7%	1.1%	2.9%
合計	5.1%	66.6%	19.0%	4.8%	1.1%	3.5%



(3) 使用料水準に対する評価
 (質問「公の施設の現在の使用料の水準をどのように思いますか。」)

・集会施設、体育館については、使用料の水準が「ちょうどよい」とする回答が最も多かったが、一方で、「安い」とする回答も全体の約3割を占めた。
 ・テニスコートについては「安い」とする回答が約4割と最も多く、次いで、「分からない」、「ちょうどよい」とする回答がそれぞれ3割弱を占めた。
 ・利用者与非利用者进行比较した場合、非利用者の方が使用料を安いと捉えている。

* 集会施設

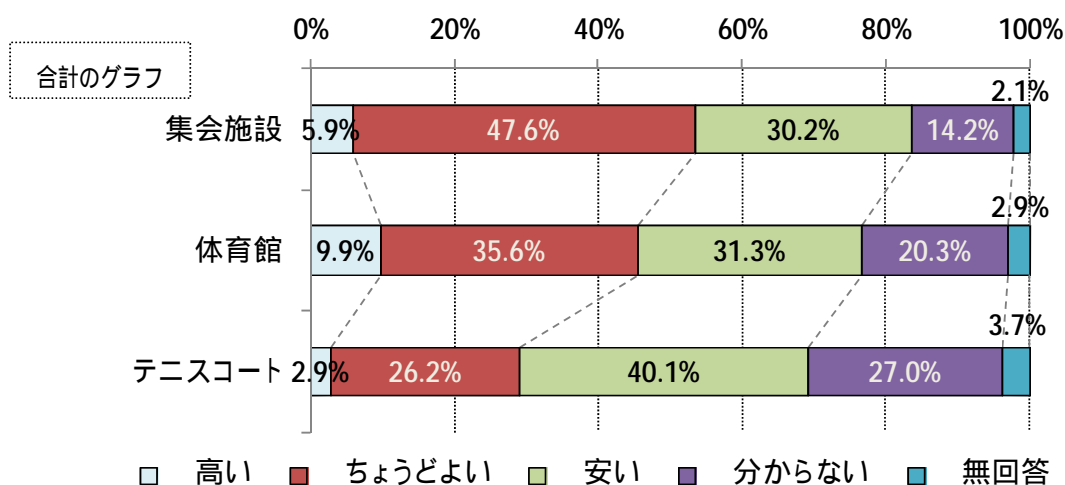
	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	8.2%	56.1%	22.4%	9.2%	4.1%
施設非利用者	5.1%	44.6%	33.0%	15.9%	1.4%
合計	5.9%	47.6%	30.2%	14.2%	2.1%

* 体育館

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	9.2%	39.8%	26.5%	20.4%	4.1%
施設非利用者	10.1%	34.1%	33.0%	20.3%	2.5%
合計	9.9%	35.6%	31.3%	20.3%	2.9%

* テニスコート

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
施設利用者	5.1%	23.5%	32.7%	32.7%	6.1%
施設非利用者	2.2%	27.2%	42.8%	25.0%	2.9%
合計	2.9%	26.2%	40.1%	27.0%	3.7%



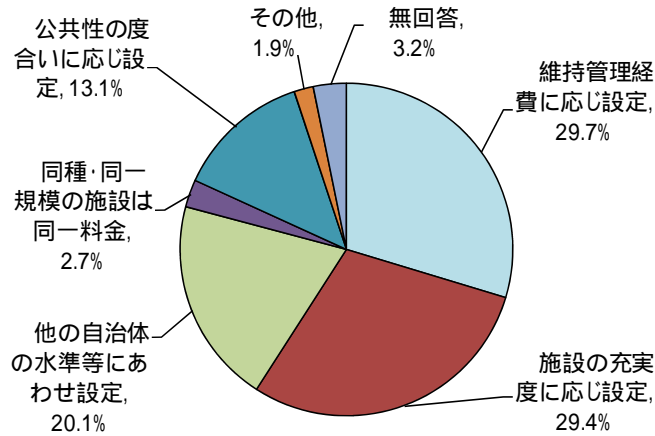
(4) 使用料の設定方法

(質問「使用料の設定方法について最も適当と考えるものはどれですか。」)

- ・最も多かった回答は、利用者は「新しい施設や設備が充実している施設は使用料を高く、古い施設や設備が簡素な施設は使用料を安くする」、非利用者は「施設の維持管理経費が多くかかる施設は使用料を高く、経費が少なく済む施設は使用料を安くする」であった。
- ・この他、「民間や他の自治体の水準にあわせて設定する」を選択した回答は約2割を占めた。

	維持管理経費に応じ設定	施設の充実度に応じ設定	他の自治体の水準等にあわせて設定	同種・同一規模の施設は同一料金	公共性の度合いに応じ設定	その他	無回答
施設利用者	29.6%	35.7%	17.3%	2.0%	10.2%	1.0%	4.1%
施設非利用者	29.7%	27.2%	21.0%	2.9%	14.1%	2.2%	2.9%
合計	29.7%	29.4%	20.1%	2.7%	13.1%	1.9%	3.2%

合計のグラフ



(5) 使用料の減免に対する考え方

(質問「減免制度についてあなたはどのように思いますか。」)

ア 町内会・こども会・老人会等の利用

- ・利用者、非利用者ともに「半額程度の減額が適当」とする回答が5割以上を占めた。
- ・一方、現行と同様に「免除が適当」とする回答は3割強あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	5.1%	51.0%	36.7%	3.1%	4.1%
施設非利用者	6.9%	51.8%	35.5%	4.3%	1.4%
合計	6.4%	51.6%	35.8%	4.0%	2.1%

イ 小中学生のスポーツクラブ等の利用

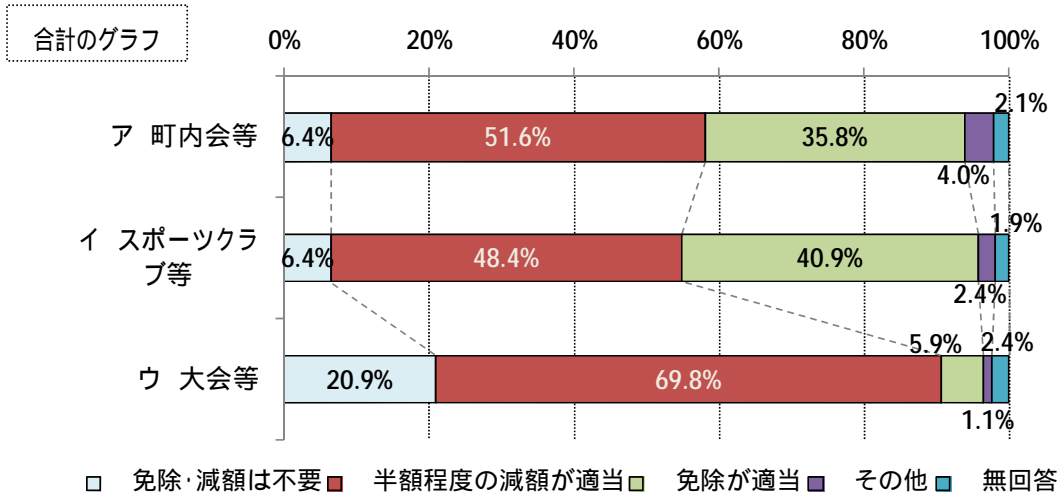
- ・利用者、非利用者ともに「半額程度の減額が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、現行と同様に「免除が適当」とする回答は約4割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	4.1%	50.0%	41.8%	1.0%	3.1%
施設非利用者	7.2%	47.8%	40.6%	2.9%	1.4%
合計	6.4%	48.4%	40.9%	2.4%	1.9%

ウ 大会や各種講座等の利用

- ・利用者、非利用者ともに、現行と同様の「半額程度の減額が適当」とする回答が約7割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」とする回答は約2割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	免除が適当	その他	無回答
施設利用者	15.3%	74.5%	6.1%	0.0%	4.1%
施設非利用者	22.8%	68.1%	5.8%	1.4%	1.8%
合計	20.9%	69.8%	5.9%	1.1%	2.4%

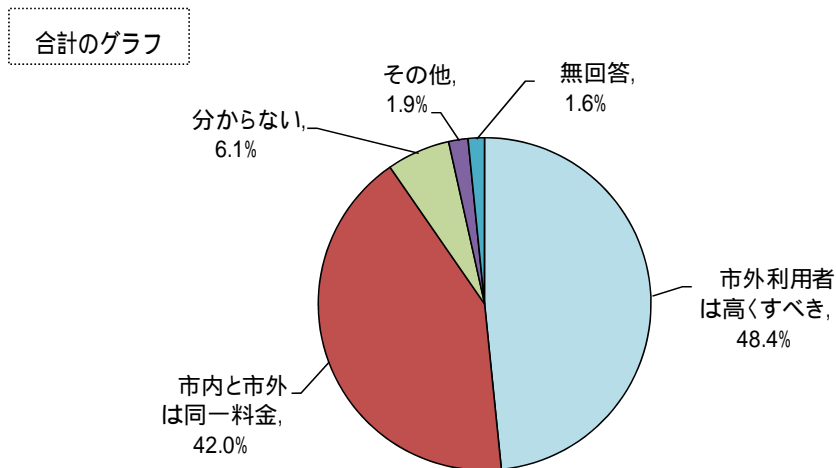


(6) 市内・市外利用者の料金

(質問「市外の利用者の使用料の金額についてどう思いますか。」)

- ・利用者、非利用者ともに「市外の利用者は高くすべき」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「市内と市外の利用者は同一料金とすべき」とする回答が4割強あった。

	市外の利用者は高くすべき	市内と市外の利用者は同一料金	分からない	その他	無回答
施設利用者	48.0%	44.9%	5.1%	0.0%	2.0%
施設非利用者	48.6%	40.9%	6.5%	2.5%	1.4%
合計	48.4%	42.0%	6.1%	1.9%	1.6%



公の施設の使用料及び減免基準に関するアンケート調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

受益者負担の現状や使用料・減免基準の見直しに係る取組について利用者から認識してもらおうとともに、使用料・減免基準に対する施設利用者の意見を把握し、市政モニターアンケートとあわせ、見直し方針の策定の参考とする。

(2) 調査施設

集会施設及び体育施設のうち、減免利用の多い施設を中心に 88 施設を選定

区分	施設名
集会施設 (41 施設)	雁木通りプラザ、レインボーセンター、ラーバンセンター、直江津学びの交流館、上越文化会館、福祉交流プラザ、市民プラザ、カルチャーセンター、春日謙信交流館、八千浦交流施設はまぐみ、教育プラザ(会議室等)、はーとぴあ中郷、主な農村地区多目的集会所(新道地区多目的研修センター、和田地区多目的研修センター、谷浜地区多目的研修センター、桑取地区多目的研修センター、浦川原里山地域活性化センター、七ヶ地区コミュニティセンター、横住総合交流促進センター、吉川旭地区農業拠点センター、円田荘)、地域生涯学習センター(菱里地域生涯学習センター、中川地域生涯学習センター、伏野地域生涯学習センター、船倉地域生涯学習センター、須川地域生涯学習センター、大島地域生涯学習センター、吉川旭地域生涯学習センター、源地域生涯学習センター、片貝地域生涯学習センター、櫛池地域生涯学習センター、下名立地域生涯学習センター、不動地域生涯学習センター)、地区公民館(高田地区館、浦川原地区館、大島地区館、柿崎地区館、大潟地区館、頸城地区館、板倉地区館、三和地区館)
体育館 (19 施設)	総合体育館、上越勤労身体障害者体育館、厚生北会館、高士スポーツ広場体育館、高田スポーツセンター、教育プラザ(大体育館等)、安塚 B&G 海洋センター、浦川原体育館、大島多目的ホール、牧体育館、柿崎総合体育館、大潟体育センター、大潟体操アリーナ、吉川体育館、中郷総合体育館、板倉農業者トレーニングセンター、清里スポーツセンター、三和体育館、三和スポーツセンター
多目的広場 (10 施設)	高田公園陸上競技場、スポーツ公園多目的運動広場、今泉スポーツ広場多目的広場、安塚和田スポーツ公園グラウンド、柿崎総合運動公園(グラウンド、人工芝グラウンド)、大潟運動場、中郷総合運動公園屋外運動場、清里スポーツ公園、三和スポーツ公園
テニスコート (5 施設)	上越総合運動公園テニスコート、高田公園庭球場、スポーツ公園庭球場、柿崎第1庭球コート、吉川テニスコート
野球場 (10 施設)	高田公園野球場、高田公園ソフトボール場、スポーツ公園野球場、今泉スポーツ広場野球場、藤野野球場、少年野球場、浦川原運動広場野球場、柿崎総合運動公園野球場、頸城明治野球場、吉川野球場
複合施設等 (3 施設)	リージョンプラザ上越、オールシーズンプール、ユートピアくびき

(3) 調査対象者

公の施設の利用者

(4) 調査期間

平成 26 年 8 月 11 日 (月) ~ 9 月 5 日 (金) (26 日間)

(5) 回収状況

713 件

2 調査結果

表中の比率(%)は小数点第2位を四捨五入しているため、個々の選択肢の比率の合計が100%にならない場合があります。

(1) 利用施設

(質問「今回利用する施設の名称を記入してください。」)

集会施設 ...回答数 467 件

施設名	回答数	施設名	回答数
雁木通りプラザ	32 件	桑取地区多目的研修センター	15 件
レインボーセンター	34 件	七ヶ地区コミュニティセンター	1 件
ラーバンセンター	24 件	円田荘	1 件
直江津学びの交流館	10 件	伏野地域生涯学習センター	1 件
上越文化会館	10 件	須川地域生涯学習センター	1 件
福祉交流プラザ	53 件	大島地域生涯学習センター	1 件
市民プラザ	20 件	下名立地域生涯学習センター	6 件
カルチャーセンター	34 件	不動地域生涯学習センター	3 件
春日謙信交流館	49 件	高田地区公民館	31 件
八千浦交流館はまぐみ	31 件	大島地区館 大島就業改善センター	3 件
教育プラザ(会議室等)	14 件	柿崎地区公民館	18 件
はーとぴあ中郷	11 件	大潟地区館	9 件
新道地区多目的研修センター	32 件	頸城地区館 ユートピアくびき	20 件
谷浜地区多目的研修センター	3 件	その他	0 件

体育館 ...回答数 137 件

施設名	回答数	施設名	回答数
総合体育館	20 件	柿崎総合体育館	7 件
上越勤労身体障害者体育館	4 件	大潟体育センター	10 件
厚生北会館	2 件	吉川体育館	11 件
高田スポーツセンター	14 件	中郷総合体育館	27 件
安塚 B&G 海洋センター	5 件	板倉農業者トレーニングセンター	7 件
浦川原体育館	19 件	三和体育館	4 件
大島多目的ホール	1 件	三和スポーツセンター	5 件
牧体育館	1 件	その他	0 件

テニスコート ...回答数 51 件

施設名	回答数	施設名	回答数
上越総合運動公園テニスコート	36 件	吉川テニスコート	11 件
高田公園テニスコート	4 件	その他	0 件

多目的広場 ...回答数 5 件

施設名	回答数	施設名	回答数
陸上競技場	1 件	中郷総合運動公園多目的広場	3 件
大湊運動場	1 件	その他	0 件

野球場 ...回答数 15 件

施設名	回答数	施設名	回答数
高田公園ソフトボール場	1 件	浦川原運動広場野球場	1 件
スポーツ公園野球場	1 件	柿崎総合運動公園野球場	1 件
今泉スポーツ広場野球場	2 件	吉川野球場	5 件
藤野野球場	2 件	その他	0 件
少年野球場	2 件		

複合施設等 ...回答数 38 件

施設名	回答数	施設名	回答数
リージョンプラザ上越	1 件	コートピアくびき	37 件
オールシーズンプール	0 件		

(2) 利用者

(質問「今回施設を利用するのはどのような団体・個人ですか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「趣味のサークルや同好会」や「個人」の利用が多くなっている。
- ・体育施設は「地域のスポーツクラブ」、「学校・部活等」による利用が一定数あった。

	地域コミュニティ組織	趣味のサークルや同好会	学校・部活等	地域のスポーツクラブ	職場の団体	個人	その他	無回答
集会施設	6.4%	53.3%	3.2%	4.7%	8.1%	9.4%	14.3%	0.4%
体育施設	0.8%	22.4%	10.6%	22.8%	4.5%	35.8%	2.8%	0.4%
体育館	1.5%	25.5%	8.8%	26.3%	0.7%	36.5%	0.7%	0.0%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	0.0%	15.7%	7.8%	0.0%	7.8%	58.8%	7.8%	2.0%
野球場	0.0%	13.3%	33.3%	40.0%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%
複合施設	0.0%	26.3%	10.5%	34.2%	13.2%	10.5%	5.3%	0.0%
合計	4.5%	42.6%	5.8%	10.9%	6.9%	18.5%	10.4%	0.4%

(3) 利用目的

(質問「今回施設を利用したのはどのような目的ですか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「練習」を目的とした利用が最も多かった。
- ・集会施設は、「練習」に次いで「会議・打合せ」、「講座」の順で多かった。

	会議・打合せ	イベント・大会	練習	講座	市の委託事業	その他	無回答
集会施設	18.6%	4.9%	46.9%	16.5%	1.1%	10.7%	1.3%
体育施設	1.2%	6.5%	83.7%	2.8%	0.0%	5.3%	0.4%
体育館	2.2%	4.4%	83.9%	1.5%	0.0%	8.0%	0.0%
多目的広場	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	0.0%	7.8%	88.2%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
野球場	0.0%	13.3%	86.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
複合施設	0.0%	10.5%	73.7%	10.5%	0.0%	2.6%	2.6%
合計	12.6%	5.5%	59.6%	11.8%	0.7%	8.8%	1.0%

(4) 利用頻度

(質問「今回利用する施設をどのくらい利用しますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「週1回程度」とする回答が最も多かった。
- ・「週1回程度」に次いで、集会施設は「月1回程度」、体育施設は「年に数回程度」とする回答が多かった。

	週に23回以上	週1回程度	月1回程度	年に数回程度	無回答
集会施設	12.0%	33.2%	30.6%	23.8%	0.4%
体育施設	23.2%	32.5%	13.4%	30.1%	0.8%
体育館	31.4%	34.3%	9.5%	24.1%	0.7%
多目的広場	20.0%	0.0%	20.0%	60.0%	0.0%
テニスコート	13.7%	31.4%	23.5%	31.4%	0.0%
野球場	0.0%	13.3%	20.0%	60.0%	6.7%
複合施設	15.8%	39.5%	10.5%	34.2%	0.0%
合計	15.9%	33.0%	24.7%	26.0%	0.4%

(5) 使用料の免除・減額

(質問「今回の利用は使用料の免除・減額を受けていますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「免除」又は「減額」を受けていないとする回答が7割程度を占めた。

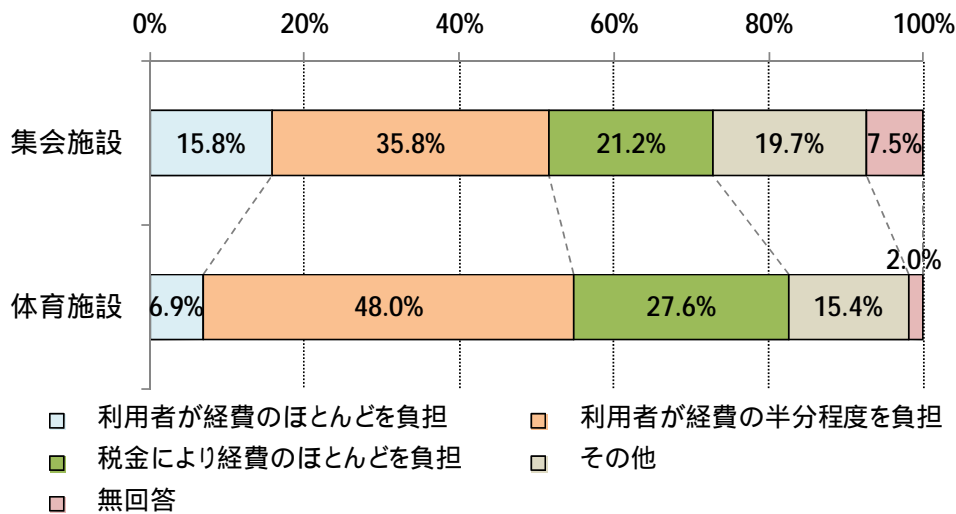
	免除を受けている	一部減額を受けている	免除・減額を受けていない	無回答
集会施設	19.5%	4.5%	73.7%	2.4%
体育施設	23.6%	10.2%	65.9%	0.4%
体育館	23.4%	10.2%	65.7%	0.7%
多目的広場	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%
テニスコート	7.8%	5.9%	86.3%	0.0%
野球場	40.0%	26.7%	33.3%	0.0%
複合施設	39.5%	10.5%	50.0%	0.0%
合計	21.0%	6.5%	71.3%	1.3%

(6) 受益者負担に対する考え方

(質問「施設利用者は、施設の維持管理経費をどの程度負担するのが適当と思われますか。」)

- ・集会施設、体育施設ともに「利用者が経費の半分程度を負担」すべきとする回答が最も多かった。
- ・上記に次いで、集会施設、体育施設ともに「税金により経費のほとんどを負担」すべきとする回答が多かった。

	利用者が経費のほとんどを負担	利用者が経費の半分程度を負担	税金により経費のほとんどを負担	その他	無回答
集会施設	15.8%	35.8%	21.2%	19.7%	7.5%
体育施設	6.9%	48.0%	27.6%	15.4%	2.0%
体育館	5.1%	50.4%	25.5%	19.0%	0.0%
多目的広場	0.0%	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%
テニスコート	5.9%	54.9%	25.5%	11.8%	2.0%
野球場	20.0%	33.3%	26.7%	13.3%	6.7%
複合施設	10.5%	34.2%	39.5%	10.5%	5.3%
合計	12.8%	40.0%	23.4%	18.2%	5.6%

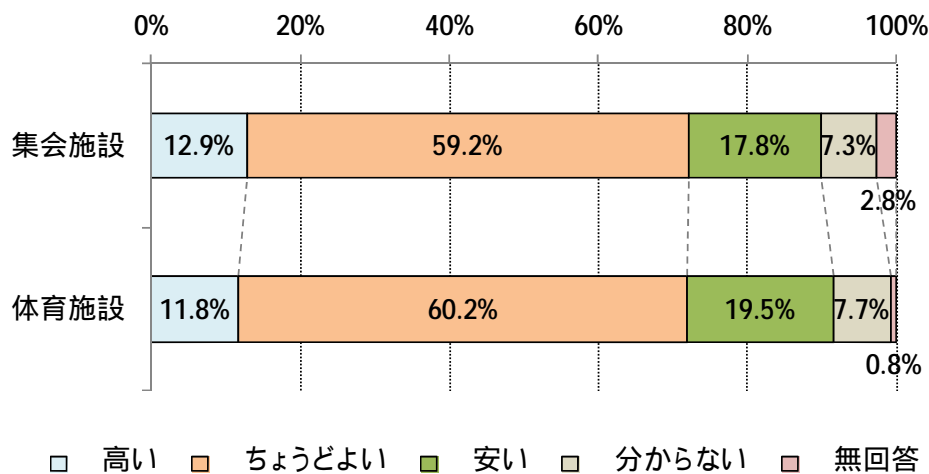


(7) 使用料水準に対する評価

(質問「今回利用する施設の使用料の水準をどう思いますか。」)

・集会施設、体育施設ともに「ちょうどよい」とする回答が6割程度を占め、次いで「安い」との回答が2割弱を占めた。

	高い	ちょうどよい	安い	分からない	無回答
集会施設	12.9%	59.2%	17.8%	7.3%	2.8%
体育施設	11.8%	60.2%	19.5%	7.7%	0.8%
体育館	13.9%	56.9%	21.2%	8.0%	0.0%
多目的広場	20.0%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%
テニスコート	3.9%	70.6%	23.5%	2.0%	0.0%
野球場	0.0%	66.7%	13.3%	20.0%	0.0%
複合施設	18.4%	52.6%	13.2%	10.5%	5.3%
合計	12.5%	59.6%	18.4%	7.4%	2.1%



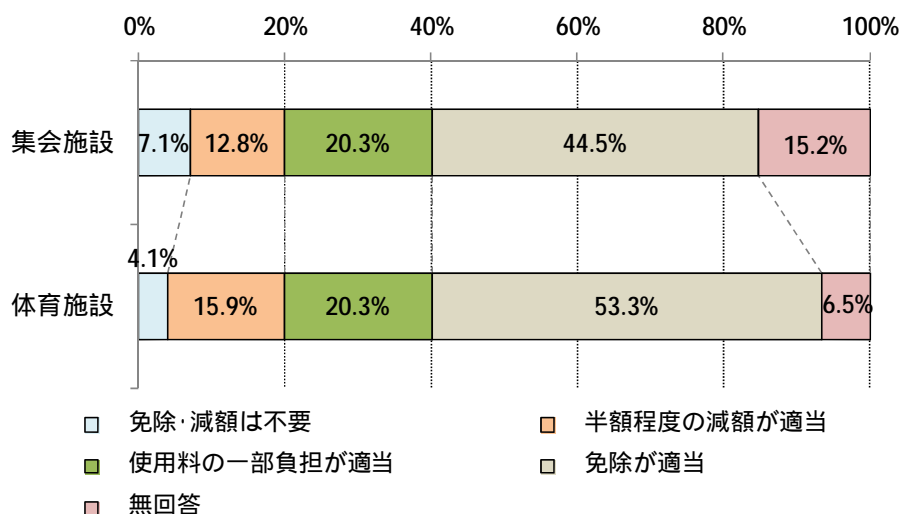
(8) 使用料の減免に対する考え方

(質問「減免制度についてあなたはどのように思いますか。」)

ア 町内会・こども会・老人会等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「免除が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」「半額程度の減額が適当」「使用料の一部負担が適当」として、一定の負担が適当とする回答は約4割あった。

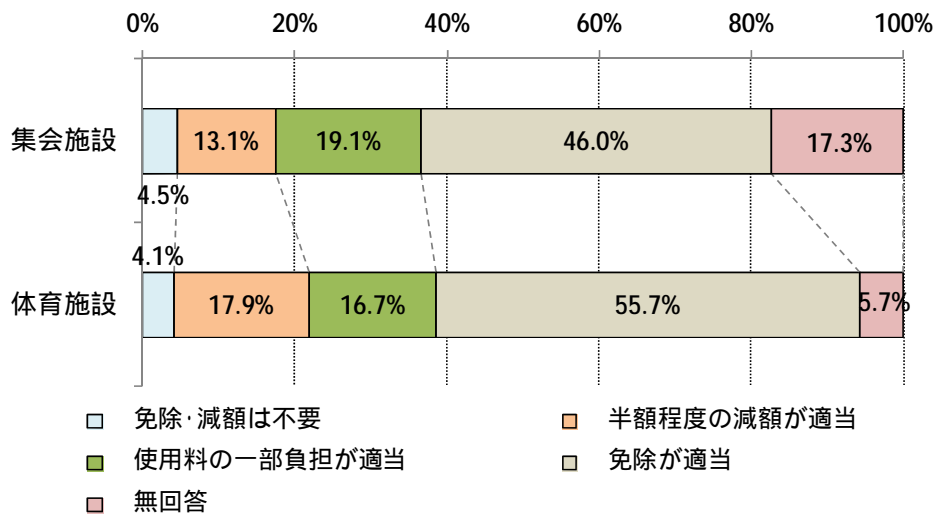
	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	7.1%	12.8%	20.3%	44.5%	15.2%
体育施設	4.1%	15.9%	20.3%	53.3%	6.5%
体育館	5.1%	16.1%	21.2%	54.0%	3.6%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%
テニスコート	2.0%	27.5%	25.5%	37.3%	7.8%
野球場	0.0%	6.7%	20.0%	53.3%	20.0%
複合施設	5.3%	5.3%	10.5%	71.1%	7.9%
合計	6.0%	13.9%	20.3%	47.5%	12.2%



イ 小中学生のスポーツクラブ等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「免除が適当」とする回答が約5割を占めた。
- ・一方、「免除・減額は不要」「半額程度の減額が適当」「使用料の一部負担が適当」として、一定の負担が適当とする回答は約4割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	4.5%	13.1%	19.1%	46.0%	17.3%
体育施設	4.1%	17.9%	16.7%	55.7%	5.7%
体育館	4.4%	16.8%	19.7%	54.7%	4.4%
多目的広場	0.0%	0.0%	20.0%	60.0%	20.0%
テニスコート	2.0%	37.3%	15.7%	41.2%	3.9%
野球場	0.0%	6.7%	13.3%	73.3%	6.7%
複合施設	7.9%	2.6%	7.9%	71.1%	10.5%
合計	4.3%	14.7%	18.2%	49.4%	13.3%



ウ 大会や各種講座等の利用

- ・集会施設、体育施設ともに、現行と同様の「半額程度の減額が適当」とする回答が約3割を占めた。
- ・次いで、「使用料の一部負担が適当」が3割弱、「免除が適当」が約2割あり、「免除・減額は不要」とする回答も約1割あった。

	免除・減額は不要	半額程度の減額が適当	使用料の一部負担が適当	免除が適当	無回答
集会施設	9.4%	31.0%	26.1%	19.7%	13.7%
体育施設	12.2%	33.3%	29.3%	18.7%	6.5%
体育館	14.6%	29.2%	32.1%	19.7%	4.4%
多目的広場	0.0%	0.0%	60.0%	20.0%	20.0%
テニスコート	9.8%	47.1%	27.5%	9.8%	5.9%
野球場	0.0%	26.7%	26.7%	33.3%	13.3%
複合施設	13.2%	36.8%	18.4%	21.1%	10.5%
合計	10.4%	31.8%	27.2%	19.4%	11.2%

